

4月10日に労働審判の第1回目がありました。私は弁護士を立てていなかったのですが、最初は不安もありましたが、裁判官の話を聞いているうちに気持ちが落ち着きました。裁判官の質問や受け答えを聞いていて、私に不利と思われることは何もありませんでした。裁判官が主に聞いてきたのは、請求金額についてどれくらいまでなら譲歩できるかということでした。私は「法律で定められている時効がある以上、長い間会社に騙されていたので納得はできませんが、時効の分は仕方がないと思っています。それ以上は不当な請求をしているつもりはないので、譲歩はできません。」と答えました。裁判官は「分かりました」と答えました。それ以降も、裁判官は私に「金額をもっと譲歩しろ」と言うてくることはなく、会社側を説得しているようでした。